

都市計画税が充てられた事業

都市計画税とは、地方税法第 702 条の規定により、都市計画法に基づく都市計画事業又は土地区画整理法に基づく土地区画整理事業に要する経費に充てるために、目的税として課税されるものです。

令和元年度の決算額は 1,339,792,326 円で、使途は次のとおりです。

○都市計画税の決算額：1,339,792 千円

○都市計画税内訳

(単位：千円)

区 分	事 業 費	財 源 内 訳				
		特定財源			一般財源	
		国 県 支出金	市 債	その他	都 市 計画税	その他
街 路 事 業	27,583	0	24,600	0	2,307	676
下 水 道 事 業	3,033,580	681,700	586,475	546,946	942,262	276,197
市 街 地 開 発 事 業	459,653	0	223,500	0	182,623	53,530
地 方 債 償 還	274,918	0	0	0	212,600	62,318
合 計	3,795,734	681,700	834,575	546,946	1,339,792	392,721